

発熱などの症状があるときは

発熱や咳など風邪の症状があるときは、必ず事前に、日頃通院している医療機関か、お住まいの近くの医療機関に電話で相談をしてから受診しましょう。

相談した医療機関で診療・検査ができないときや、どこに電話したらよいか分からないときは、コールセンターや市町村、発熱相談医療機関などにお問い合わせください。

まずは、
かかりつけ医などに
電話で相談



相談先

- 千葉県発熱相談コールセンター TEL03(6747)8414
(24時間対応。土・日曜日、祝日含む)
- 千葉市新型コロナウイルス感染症相談センター TEL043(238)9966
(9時～19時。土・日曜日、祝日は17時まで)
- 船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター TEL047(409)3127
(9時～19時。土・日曜日、祝日は17時まで)
- 柏市受診相談センター TEL04(7167)6777
(平日9時～17時。時間外は音声ガイダンスで対応可能なコールセンターを案内します)

※その他の市町村や、発熱相談医療機関などの相談先一覧は、地域ごとに県ホームページに掲載しています。

千葉県 熱があるときは 検索

一人で悩まないで 相談してください

毎年3月は「自殺対策強化月間」です。自殺は、精神的に追い込まれたり、うつ病などの精神疾患を発症したりして、正常な判断ができないとき、起こりやすくなります。こうした状況は、誰にでも起こり得ることです。

いろいろな悩み事などを抱えている方は、ご相談ください。

暮らしとこころの相談会(相談無料・予約不要)

生活トラブルなどの法的問題や心の悩みについて、弁護士、精神保健福祉士や臨床心理士らがお聞きする相談会を実施します。

日時 3月27日(土) 13時～16時(最終受付15時30分)

場所 船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル5階

千葉県弁護士会 京葉支部

(JR船橋駅または京成本線京成船橋駅から徒歩約7分)

問い合わせ 千葉県弁護士会 TEL043(227)8431

相談会の他、こちらの窓口もご利用ください。

- こころの悩みに関する相談
千葉いのちの電話 TEL043(227)3900(24時間365日対応)
心の健康相談(千葉県精神保健福祉センター)
TEL043(263)3893(平日9時～18時30分)
- 人間関係や仕事、経済的な悩みなど
よりそいホットライン ☎0120(279)338 FAX0120(773)776
(通話料無料、24時間365日対応)
- 教育や学校生活についての相談
千葉県子どもと親のサポートセンター
☎0120(415)446(通話料無料、24時間365日対応)
- 子育てのことで悩んだら
子ども・家庭110番 TEL043(252)1152
(土・日曜日、祝日含む8時30分～20時)
- 児童虐待かも?と思ったら
児童相談所虐待対応ダイヤル 局番なし TEL189
(通話料無料、24時間365日対応)
- 配偶者などからの暴力についての相談
千葉県女性サポートセンター TEL043(206)8002(24時間365日対応)
※メールやチャットでの相談は、「DV相談プラス」で検索
- 差別やいじめなどで悩んだら
全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)
TEL0570(003)110(平日8時30分～17時15分)
- 労働問題についての相談
千葉労働局総合労働相談コーナー TEL043(221)2303
(平日8時30分～17時15分)
※県内全ての労働基準監督署とハローワークにも相談窓口が設置されています。

4月からチーパスが変わります!

子育て世帯の皆さまが現在お使いの子育て家庭優待カード「チーパス」は、今月31日に使用期限を迎えます。新しいチーパスは、お住まいの市町村の受取窓口で配布しています。なお、県内の小・中学校、幼稚園、保育所などに通うお子さんがいるご家庭には、各学校・施設を通じて3月末までに配布する予定です。

市町村での配布方法や受取窓口については、専用ホームページ「チーパスねっと」^{*1}に掲載されている各市町村担当課までお問い合わせください。

新しいチーパス

令和3年4月1日からご利用
いただけます。



現在のチーパス

使用期限：令和3年3月31日まで
※期限後は利用できません。



チーパスがさらに便利になります

チーパスは、これまで「中学校修了までのお子さんまたは妊娠中の方がいるご家庭」に配布していましたが、さらに子育て家庭を応援するため、今年の4月から対象年齢を「18歳未満まで」に引き上げます。^{*2}

また、今年の4月から電子版チーパスの配信を始めます。^{*3}

※1 現行の専用ホームページ「チーパスねっと」は、今月末に終了するため、今月末に数日間、閲覧できなくなります。

※2 新しいチーパスの使用期限は、一番年下のお子さんが満18歳になって初めて迎える3月31日までです。

※3 ウェブサイト・アプリ「チーパス・スマイル」での利用登録が必要です。

問い合わせ 県子育て支援課 TEL043(223)2589

改正高年齢者 雇用安定法が



令和3年4月から施行されます

高年齢者雇用安定法は、働く意欲がある高年齢者が活躍できる環境を整える法律です。

今回の改正により、これまでの65歳までの雇用を確保する義務に加え、新たに70歳までの就業機会を確保することが努力義務として設けられました。

▶対象となる事業主

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主

▶対象となる措置(高年齢者就業確保措置)

次の①～⑤のいずれかの措置を設けるよう努めてください。

- ①70歳までの定年引き上げ
 - ②定年制の廃止
 - ③70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)
 - ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
 - ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託や出資(資金提供)などをとする団体が行う社会貢献事業
- ※④、⑤については、労働者の過半数を代表する労働組合が有る場合にはその労働組合、無い場合には労働者の過半数を代表する者の同意を得る必要があります。

◆詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

千葉県 ハローワーク 検索

問い合わせ 千葉労働局職業対策課 TEL043(221)4392